

香川県報



第6号

平成18年

1月24日(火曜日)

規則

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数

一五

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第二号

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

香川国際交流会館規則（平成七年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
第五条第三項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 利用許可に係る施設において、業としての物品の販売その他の営業行為を行おうとするとき。

四 利用許可に係る施設において、募金、署名運動その他これらに類する行為を行おうとするとき。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第三号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（第四条）」を「。以下「センター条例」という。（第四条第六項及び第十条）」に改める。

第十五条を第十九条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川国際交流会館規則の一部を改正する規則 (国際課) 一

●香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課) 一

告示

新たに生じた土地を確認した旨の届出

(自治振興課) 五

町及び字の区域に編入する旨の届出

() 〃 〃 〃

公有水面埋立免許の出願

(港湾課) 〃

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (三件)

(都市計画課) 六

香川県証紙の売りさばき人の変更

(会計課) 七

公告

落札者等の公示

(県立病院課) 〃

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

(経営支援課) 八

土地改良事業の適否決定 (六件)

(土地改良課) 〃

土地改良事業の認可 (三件)

() 〃 〃 〃

土地改良区の役員の就退任の届出

() 〃 〃 〃

土地改良区の役員の住所変更の届出

() 〃 〃 〃

土地改良事業の工事完了の届出

() 〃 〃 〃

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告 (五件)

一四

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

一四

第十六条 センター条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- 二 センターの維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 センター条例第四條第六項の規則で定める業務は、センターの維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第二條、第三條、第五條、第六條、第十三條第一項、第十四條及び前條の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第十七条 センター条例別表に規定する規則で定める額並びに午前九時前又は午後九時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の利用料金並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料の額については、別表の規定を準用する。この場合において、同表中「の使用料」とあるのは「の利用料金」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免申請)

第十八條 センター条例第七條の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ香川県社会福祉総合センター利用料金減免申請書(第四号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、健康ブレイクームの利用(専用使用でない場合に限る。)(又は駐車場の利用に係る利用料金の減免を受けようとする者については、この限りでない。

第十三條第一項第三号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同條を第十四條とする。

第十二條中「又は前條第二項の許可を受けた者」を削り、「第四條第一項又は前條第二項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同條第二号中「第四條第一項、第五條第一項又は前條第二項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同條第三号中「第四條第三項各号(第五條第二項又は前條第三項)を」「第五條第三項各号(第六條第二項」

に改め、同條第四号中「第四條第四項(第五條第二項又は前條第三項)を」「第五條第四項(第六條第二項)に改め、同條に次の一項を加え、同條を第十三條とする。

2 知事は、前條第二項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、又はその行為の停止を命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により、前條第二項の許可を受けたとき。
- 三 第五條第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 前條第三項において準用する第五條第四項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第十一條第三項中「第四條第三項」を「第五條第三項」に改め、同條を第十二條とする。第十條中「前條第一項各号」を「前條第一項第一号に掲げる者が駐車場を利用する場合は、その利用に係る駐車場の使用料を一時間までの利用を限度に、同項第二号から第四号まで」に改め、同條を第十一條とする。

第九條第二項中「を提示し」を「その他の同号に掲げる者であることを証する書類を提示し」に改め、同條を第十條とする。

第八條第一項中「大会議室等」を「第四條に規定する施設を」に、「当該利用に係る大会議室等」を「当該施設」に改め、同條を第九條とする。

第七條を第八條とし、第六條を第七條とする。

第五條第一項中「前條第一項の許可」を「利用許可」に、「許可を受けた事項を変更し」を「センター条例第三條後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)(を受け」に改め、「、その許可を受け」を削り、同條第二項中「前項の許可」を「変更許可」に改め、同條を第六條とする。

第四條第一項を次のように改める。

センター条例第三條前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)(を受けようとする者は、香川県社会福祉総合センター利用許可申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

第四條第二項第一号中「六月」を「七月」に改め、同項第二号中「三月」を「四月」に改め、同條第三項中「第一項の許可」及び「同項の許可」を「利用許可」に改め、同條第

四項中「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第四条 センターのうちセンター条例第三条(センター条例第四条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、大会議室、第一中会議室、第二中会議室、特別会議室、第一研修室、第二研修室、OA研修室、和室研修室、介護実習室、調理実習室、文化教養室、健康ブレイクーム(専用使用により利用する場合に限る。)、コミュニティホール、リハーサル室、第一楽屋及び第二楽屋とする。

別表中「第七条関係」を「第八条、第十七条関係」に改める。

第一号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に

「香川県知事 殿

「香川県知事 殿」を
(指定管理者に管理を
行わせる場合において

は、指定管理者) 」

第二号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に

「香川県知事 殿

「香川県知事 殿」を
(指定管理者に管理を
行わせる場合において

は、指定管理者) 」

第三号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。
第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式(第18条関係)

香川県社会福祉総合センター利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

香川県社会福祉総合センターの利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 施 設					
利 用 日 時	年 月 日()	時から	時まで		
	年 月 日()	時から	時まで		
	年 月 日()	時から	時まで		
利 用 内 容	行事等の名称				
	行事等の内容				
	利用予定人数				
	入場料等の徴収	有 ・ 無			
	館内の案内表示	要 ・ 否			
冷暖房の使用	有(冷房・暖房) ・ 無				
電気特別使用	有 ・ 無	(電気器具の種別及び定格消費電力)			
附属設備及び器具の使用	有 ・ 無				
利 用 責 任 者	所 属	役 職	氏 名		
	連絡先()		-		
備 考		準備	時 分 から		
		開場	時 分		
		開演	時 分		
		終演	時 分		
		終了	時 分		

注 印欄は、該当するものを で囲んでください。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

告示

香川県告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、宇多津町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、宇多津町長から届出があった。
平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

位 置	面 積
綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の三、二七〇八の二の地先の公有水面埋立地	一、三三三・六〇平方メートル
綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、二七〇八の一七、二七〇八の二〇の地先の公有水面埋立地	七七八・三六平方メートル
綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、坂出市坂出町字北谷乙三三四の一五の地先の公有水面埋立地	四七八・九七平方メートル
坂出市坂出町字北谷乙三三四の一四から乙三三四の一六まで、坂出市番の州公園七の地先の公有水面埋立地	一、四四四・八一平方メートル

香川県告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、宇多津町長から届出があった。
平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

上 欄	下 欄

綾歌郡宇多津町字平山

綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の三、二七〇八の二の地先の公有水面埋立地	綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の三、二七〇八の二の地先の公有水面埋立地
綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、二七〇八の一七、二七〇八の二〇の地先の公有水面埋立地	綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、二七〇八の一七、二七〇八の二〇の地先の公有水面埋立地
綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、坂出市坂出町字北谷乙三三四の一五の地先の公有水面埋立地	綾歌郡宇多津町字平山二七〇八の一六、坂出市坂出町字北谷乙三三四の一五の地先の公有水面埋立地
坂出市坂出町字北谷乙三三四の一四から乙三三四の一六まで、坂出市番の州公園七の地先の公有水面埋立地	坂出市坂出町字北谷乙三三四の一四から乙三三四の一六まで、坂出市番の州公園七の地先の公有水面埋立地

香川県告示第五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び丸亀市都市整備部建設課において平成十八年一月二十四日から同年二月十三日まで公衆の縦覧に供する。
平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

- 一 出願年月日
平成十八年一月十二日
- 二 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所
丸亀市土地開発公社
香川県丸亀市大手町二丁目三番一号
理事長 田中 照明
香川県丸亀市中津町四九四番地
- 三 埋立区域
 - 1 位置
丸亀市昭和町二九番、二三番一、三六番、三七番一地先公有水面
 - 2 区域
次の各地点のうち、の地点から の地点を順次結んだ線及び の地点と の地点

を結ぶ平成十七年秋分の満潮位(D・L・+三・四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 二等三角点下真島(北緯三四度一八分七・六六〇五秒、東経一三三度四分五二・六八八九秒。以下「基点」という。)から二七度四三分一九秒、九四一・二八メートルの地点

の地点 の地点から一五二度一三分四八秒 四四・四二メートルの地点

の地点 の地点から二四二度一三分四八秒 二・三九メートルの地点

の地点 の地点から一五二度一三分四八秒 一・三八メートルの地点

の地点 の地点から二四二度一三分四八秒 五・七九メートルの地点

3 面積

一〇六・五四〇・五〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

丸亀市昭和町二番一に接する無番地、二番一、二九番、二三番一、二三番二、二三番三、二四番一、二三番二に接する無番地、三四番一、四〇番五、四〇番一、三六番、三四番三、四四番、四五番、四六番、四九番、四七番、三七番一の地内並びに二番一に接する無番地、二九番、二三番一、三六番、三七番一地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、(A)の地点から(N)の地点を順次結んだ線及び(N)の地点と(A)の地点を結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 基点から二八度三七分四一秒 八八一・四七メートルの地点

(B)の地点 (A)の地点から六一度四七分三九秒 一〇八・六四メートルの地点

(C)の地点 (B)の地点から一五二度一三分四八秒 一四五・三六メートルの地点

(D)の地点 (C)の地点から二四二度一三分四八秒 八二・〇九メートルの地点

(E)の地点 (D)の地点から三三三度四九分一三秒 三九・九一メートルの地点

(F)の地点 (E)の地点から二四一度四八分三六秒 二二・〇〇メートルの地点

(G)の地点 (F)の地点から三三三度四九分二〇秒 一一・〇〇メートルの地点

(H)の地点 (G)の地点から二四一度四八分三五秒 六四八・八三メートルの地点

(I)の地点 (H)の地点から一九六度二七分五五秒 二六・七三メートルの地点

(J)の地点 (I)の地点から三三三度〇七分二〇秒 七二・四九メートルの地点

(K)の地点 (J)の地点から一〇六度二八分〇二秒 二七・七〇メートルの地点

(L)の地点 (K)の地点から六一度四八分三四秒 五〇・四六メートルの地点

(M)の地点 (L)の地点から三三三度一五分二八秒 一八二・八四メートルの地点

(N)の地点 (M)の地点から六一度四八分一七秒 五九七・三六メートルの地点

3 面積

一四六・五五四・八三平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地、道路用地、緑地用地及び工業用地

香川県告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成八年香川県告示第七百十八号に係る都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十四日

一 施行者の名称

高松市

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 都市計画法の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 三・四・一一二 高松海岸線

三 事業施行期間

平成八年九月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

香川県告示第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十一年香川県告示第四百九十六号に係る都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 三・四・一五九 高松駅南線

三 事業施行期間

平成十一年六月十八日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

香川県告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十四年香川県告示第七百八十号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 施行者の名称

坂出市

二 都市計画事業の種類及び名称

坂出都市計画道路事業 三・三・四 福江東浜線

三 事業施行期間

平成十四年十二月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

香川県告示第六十一号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 住所

高松市寿町一丁目三番六号

二 氏名

香川県農業協同組合

三 変更及び追加のあった売りさばき場所

変更前 三豊郡豊浜町大字和田浜一四〇五 一 豊浜支店

変更後 観音寺市豊浜町姫浜五二七 豊浜支店

追加 三豊市詫間町詫間六〇〇 一 詫間支店

三豊市仁尾町仁尾丁一四四七 六 仁尾町支店

公 告

香川県公告第二十六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 調達件名及び数量 CRシステム 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年十二月二十六日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町三番二

七号

六 落札金額 二二、二〇五、〇〇〇円

（消費税及び地方消費税一、一〇五、〇〇〇円を含む。）

七 入札公告日 平成十七年十月二十八日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三一 三三二〇

香川県公告第二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

武田建設株式会社 高松市東田町二番地一

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・西松屋牟礼店 木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 コープ牟礼・ダイキ牟礼店別館

変更後 コープ牟礼・西松屋牟礼店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前 ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

変更後 株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地一

4 変更年月日

平成十七年十二月二十九日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の入店があり、併せて店舗の名称を変更したため

二 届出年月日

平成十八年一月四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年一月二十四日(火曜日)から同年五月二十四日(水曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年五月二十四日(水曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、仲南町が土地改良事業(香川用水非受益地域用水確保事業(ため池等整備事業)塩入地区)を行うことについて平成十七年十二月二十七日適当と決定した。

その関係書類を仲南町建設水道課において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
欠付股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）欠付股地区	満濃町建設課
川滝下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川滝下地区	"
荒川上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒川上地区	"
下村下所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区	"

香川県公告第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上村地区	琴平町農政課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松葉井堰地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）力行地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長法寺地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の股地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）横瀬地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横瀬中股地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田幹線地区	"
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）東山池地区	仲南町建設水道課
"	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）山神下池地区	"

香川県公告第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 西田井地区	満濃町建設課
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 福家下所地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 福家本村地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 薬師堂地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 椿谷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 中大宮地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 杉上上所地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 下分地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 吉野樋門地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 福家地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業) 大牟礼池地区	"

香川県公告第三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 仲分地区	満濃町建設課
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 吉井地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 片岡東地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 山下地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 塩田西の岡地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 安造田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 成政地区	"

香川県公告第三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(小山池地区))を行うことについて平成十八年一月十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年一月三十一日から同年二月二十日まで縦覧に供する。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、小林地区土地改良事業一人施行が土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)) 小林地区)を行うことについて平成十七年十二月二十八日認可した。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月四日認可した。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業西樋地区
"	単独県費補助土地改良事業大春田地区
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業鈴木一号地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水門地区

香川県公告第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月六日認可した。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）百々地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新下地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）六の坪地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）寺下地区

"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）奥池地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一丁地股地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）官徒地区
"	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）白池川地区
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）普入地区

香川県公告第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊浜町土地改良区から役員が退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員	香川県知事 真鍋 武紀	
役員の氏名	住所	退任年月日
理事 高原 晴美	観音寺市豊浜町和田乙八二七番地	平成一七、一二、六
合田 裕之	和田浜三〇番地	"
大野 文野	" 一三九八番地	"
柴川 晋	姫浜一〇八七番地二	"
多田 等	箕浦甲六二四番地	"
佐野 清一	和田乙二〇八四番地	"
大平 弘	" 甲一〇八二番地	"
石川 尚徳	箕浦甲一〇二四番地	"
石川 明義	和田乙九一一番地	"
齊藤 正俊	" 甲一一一四番地二	"
平井 群樹	" 甲一六六八番地一	"
岡田 忠直	" 乙三六一番地	"
大西 正幸	" 甲一五五八番地	"
合田 義久	姫浜一三三五番地六	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	合田 要	和田甲三〇一四番地一	平成一七、一二、七
	田中 道雄	甲二九四番地一	" "
	篠原 稻美	和田浜一八二四番地一	" "
二 就任した役員			

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	合田 要	観音寺市豊浜町和田甲三〇一四番地一	平成一七、一二、七
	佐野 清一	乙二〇八四番地	" "
	篠原 稻美	和田浜一八二四番地一	" "
	合田 義久	姫浜二二三五番地六	" "
	大野 文野	和田浜一三九八番地	" "
	長谷川定一	姫浜二二八三番地一	" "
	石川 明義	和田乙九一一番地	" "
	岡田 忠直	乙三六二番地	" "
	齊藤 正俊	甲一一一四番地二	" "
	川上 治良	甲七五七番地	" "
	薦原 祥二	甲一六七六番地	" "
	大西 正幸	甲一五五八番地	" "
	石川 稔	乙六〇一番地	" "
	石川 尚徳	箕浦甲一〇二四番地	" "
	山内 敏春	甲九六八番地二	" "
監事	秋山 義信	和田甲三三番地二	" "
	平井 秀樹	和田浜三三番地一	" "

香川県公告第三十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県
 三郎池土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。
 平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 役員の 後の別 種類	氏 名	住 所
変更前 理事	大熊 忠臣	高松市林町一五三七番地
変更後 理事	大熊 忠臣	高松市林町一九七六番地五

香川県公告第三十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土
 地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
 平成十八年一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を 行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
木田郡三木町土 地改良区	区画整理事業	小原地区	平成四、三、一八

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第二十号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演
 説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月九
 日その指定を取り消した旨牟礼町選挙管理委員会から報告があった。
 平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
牟礼町老人福祉センター	木田郡牟礼町大字牟礼一三〇番地二

香川県選挙管理委員会告示第二十一号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演
 説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月六
 日その指定を取り消した旨庵治町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
庵治町深間集会所	木田郡庵治町字丸山六三九一番地一七
庵治町高尻集会所	木田郡庵治町字高尻三〇一五番地三
庵治町原の内集会所	木田郡庵治町字天神東三四七〇番地一
やすらぎ会館	木田郡庵治町字新開六三九二番地一四
庵治町民会館	木田郡庵治町八八八番地一
庵治町武道館	木田郡庵治町八八八番地一
庵治町体育センター	木田郡庵治町八六六番地四

香川県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月九日その指定を取り消した旨香川県選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
香川町立東部文化センター	香川郡香川町大字川内原三二一番地の一〇
香川町立浅野二号文化センター	香川郡香川町大字浅野一〇九一番地の六
香川町立大野北部文化センター	香川郡香川町大字大野二三〇二番地の二
香川町立日生ニュータウン文化センター	香川郡香川町大字川東上五六六番地の一五五
香川町立川東下文化センター	香川郡香川町大字川東下七六四番地四
香川町立川東上文化センター	香川郡香川町大字川東上八五六番地三

香川町立浅野四号文化センター

香川郡香川町大字浅野二九七二番地三

香川町立町民体育館

香川郡香川町大字川東上一七四七番地一

香川町立大野下文化センター

香川郡香川町大字大野二二〇九番地二〇

香川町立大野南部文化センター

香川郡香川町大字大野六三三二番地七

香川町立川東西部文化センター

香川郡香川町大字川東上一三八〇番地一

浅野地区集落研修センター

香川郡香川町大字浅野一九六八番地一五

香川町立浅野一号文化センター

香川郡香川町大字浅野二三四番地一

香川町立大野東部文化センター

香川郡香川町大字大野一三三二番地四

香川町安原地区多目的研修集会施設

香川郡香川町大字安原下第三号一九四番地一

香川町立日生ニュータウングリーンセンター

香川郡香川町大字川東上六〇四番地八五

上部会館

香川郡香川町大字川内原一七九番地一

香川町高齢者活動促進センター

香川郡香川町大字東谷一五九番地一

香川県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月九日その指定を取り消した旨香南町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
西庄集会所	香川郡香南町大字西庄二二〇三番地一
横井集会所	香川郡香南町大字横井三八八番地一
吉光研修センター	香川郡香南町大字吉光一五九番地
由佐農村環境改善センター	香川郡香南町大字由佐三五七番地二

岡集会所	香川郡香南町大字岡六〇五番地三
原集会所	香川郡香南町大字由佐一六八七番地一
池西農村環境改善センター	香川郡香南町大字池内五二二番地一
吉光集会所	香川郡香南町大字由佐六二九番地

香川県選挙管理委員会告示第二十四号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月九日その指定を取り消した旨国分寺町選挙管理委員会から報告があった。
 平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦	
新名柏原児童館	綾歌郡国分寺町新名六二三番地一
新居東児童館	綾歌郡国分寺町新居三三七一番地一
国分児童館	綾歌郡国分寺町国分二二五〇番地七
福家児童館	綾歌郡国分寺町福家甲一九五一番地一
国分寺町福祉センター	綾歌郡国分寺町新居一一五〇番地

香川県選挙管理委員会告示第二十五号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年一月十日次の施設を指定した旨高松市選挙管理委員会から報告があった。
 平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦	
名 称	所在地
国分寺会館第一会議室	高松市国分寺町新名四三〇番地二

高松市牟礼老人福祉センター	高松市牟礼町牟礼一三〇番地二
高松市庵治やすらぎ会館	高松市庵治町六三九二番地一四
深間ふれあいセンター	高松市庵治町六三九一番地一七
高松市香南町由佐農村環境改善センター 多目的ホール	高松市香南町由佐三五七番地二
高松市香南町池西農村環境改善センター 多目的ホール	高松市香南町池内五二二番地一
高松市香川町大野北部文化センター	高松市香川町大野二二〇二番地の二
高松市香川町大野下文化センター	高松市香川町大野二〇九番地二〇
高松市香川町大野南部文化センター	高松市香川町大野六三三番地七
高松市香川町大野東部文化センター	高松市香川町大野一三三番地四
高松市香川町浅野四号文化センター	高松市香川町浅野二九七二番地三
高松市香川町浅野一号文化センター	高松市香川町浅野二三四番地一
高松市浅野地区集落研修センター	高松市香川町浅野一九六八番地一五
高松市香川町浅野二号文化センター	高松市香川町浅野一〇九一番地の六
高松市香川町上部会館	高松市香川町内原一七九番地一
高松市香川町東部文化センター	高松市香川町内原三二二番地の二〇
高松市香川町川東下文化センター	高松市香川町川東下七六四番地四
高松市香川町日生ニュータウン文化センター	高松市香川町川東上五六六番地の一五五
高松市香川町川東上文化センター	高松市香川町川東上八五六番地三
高松市香川町川東西部文化センター	高松市香川町川東上一三八〇番地一
高松市香川町グリーンセンター	高松市香川町川東上六〇四番地八五
高松市香川町高齢者活動促進センター	高松市香川町東谷一五九番地一

高松市香川町多目的研修集会施設

高松市香川町安原下第三号一九四番地一

高松市国分寺体育館

高松市国分寺町新居一五七番地一

香川県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第二項の規定による選挙人名簿の引継ぎに伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年一月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区

一一四、六六五人

綾歌郡選挙区

七、二二九人

平成十八年一月二十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています